

貝塚市戸籍謄本等の不正取得に係る本人告知に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍謄本等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍謄本等 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による戸籍の謄本又は抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)、戸籍記載事項証明書(除かれたもの及び改製されたものを含む。)、戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍の一部事項証明書(除かれたものを含む。)及び届出書の記載事項証明書並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の規定による住民票の写し(消除されたもの及び改製されたものを含む。)、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除されたもの及び改製されたものを含む。)をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を請求し、受けることをいう。
- (3) 本人 戸籍謄本等の交付請求書(職務上請求書を含む。以下同じ。)に記載された被請求者をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特殊業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書類をいう。

(本人への告知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実を本人に告知するものとする。ただし、被請求者が特定できない場合は、当該戸籍筆頭者又は当該住民票世帯主に告知するものとする。

- (1) 戸籍謄本等を取得した第三者が、戸籍法第133条若しくは同法第134条又は住基法第47条第2号の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- (2) 国又は大阪府その他関係団体からの通知等により、特定事務受任者が、職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

2 前項の規定にかかわらず、告知を行ったことにより本人等関係者が、不利益を受けることが予想される場合は、告知を行わないことができるものとする。

(本人への告知の方法等)

第4条 前条第1項の規定による告知は、戸籍謄本等の不正取得に係る本人告知書(別記様式)により行うものとする。

2 本人から連絡を受けた場合は、原則として本人に対し面談等により、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 不正取得に係る事実関係に関すること。

(2) 戸籍謄本等の交付の仕組みに関すること。

(3) 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例(平成9年貝塚市条例第31号)に基づく情報公開請求に関すること。

(4) 貝塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成23年7月1日施行)に基づく登録に関すること。

(告知後の対応)

第5条 市長は、告知を行った後、本人から人権侵害等に係る相談があった場合は、関係機関等と連携の上、対応するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本人告知の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、平成22年10月1日からこの要綱の施行の日の前日までにすでに行われた不正取得については、第3条に規定する本人への告知の対象とみなし、この要綱の規定を適用する。

附 則(平成26年4月10日一部改正)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。